

令和7年度 久米島町防災訓練実施要領
(大地震・大津波避難訓練)

1. 日 時

令和7年11月29日(土)

大地震・大津波避難訓練(久米島全域) 10時～11時

2. 目 的

久米島町において、大地震の発生及び大津波を想定した訓練を実施することにより、町民等の防災意識の啓発と災害対応能力の習得を図ることを目標とし、災害対策基本法及び久米島町地域防災計画に基づき実施する。

3. 実施場所

大地震避難訓練：久米島町全域

大津波避難訓練：久米島町全域(大岳校区、比屋定校区及び字山城除く)

4. 訓練想定(沖縄県での最大クラスの地震を設定)

令和7年11月29日(土) 午前10時00分 沖縄全域で強い地震が観測され、数分後、沖縄気象台から沖縄全域に「大津波警報」が発表された。久米島への津波の沿岸到達予想時間は午前10時25分とする。

5. 主催

久米島町、久米島町教育委員会

6. 参加機関(順不同)

- | | |
|------------------|--------------|
| (1) 久米島町 | (8) 区長会 |
| (2) 久米島町教育委員会 | (9) 自主防災会 |
| (3) 久米島町消防本部 | (10) 島内各学校 |
| (4) 久米島交番所 | (11) 島内各事業所 |
| (5) 航空自衛隊久米島分屯基地 | (12) 観光関連施設等 |
| (6) 公立久米島病院 | (13) 各福祉施設等 |
| (7) 久米島漁業協同組合 | |

7. 訓練概要

(1) 大地震避難訓練(町全域)

① 大岳校区、比屋定校区、字山城および久米島西中学校(海拔が高い地域)
防災行政無線による地震発生の放送により、頑丈な建物への避難又は、広い空き地等安全な場所に避難し地震が収まるのを待つ。地震が収まれば、地域の被害状況およびケガ人の有無等を災害対策本部へ通報する。

② 清水校区、久米島校区、仲里校区、美崎校区(海拔が低い地域)
防災行政無線による地震発生の放送により、頑丈な建物への避難又は、広い空き地等安全な場所に避難し地震が収まるのを待つ。地震が収まれば、津波が発生するものと想定し避難準備を行う。

(2) 大津波避難訓練(海拔の低い地域)

清水校区、久米島校区、仲里校区及び美崎校区については、地震発生後の防災行政無線からの「大津波警報の発令に伴う避難指示」の放送により、近くの津波避難場所への避難を開始する。

避難の方法については、原則「徒歩」とするが、津波避難場所への距離が遠い地区及び災害時要援護者（高齢者、幼児、障害者、病人、妊婦等）の避難方法については、家族又は近隣住民及び各区長を中心とする自主防災会等の協力のもと車輛による避難とする。

津波避難場所において、事業所、高校、各字の区長等は、けが人の有無及び避難者数を確認し災害対策本部へ通報する。

各字区長 → 災害対策本部
福祉関連事業所 → 福祉課 → 災害対策本部
産業関連事業所 → 産業振興課 → 災害対策本部
観光関連事業所 → 商工観光課 → 災害対策本部
建設業者 → 建設課 → 災害対策本部
幼小中学校 → 教育委員会 → 災害対策本部
久米島高校 → 災害対策本部

※上記の連絡体制については、直接対策本部への報告も可能とする。

(3) 各字においての逃げ遅れ確認

各自主防災会等においては、津波到達時間を考慮し可能な限りにおいて、集落内の逃げ遅れがないか確認する。確認した住居等には、確認済の表示を行う。

8. 各避難場所での情報収集

各区長等は、各避難所で避難してきた住民等からの意見を聴取し取りまとめ、後、災害対策本部に報告する。今後の避難計画の資料として活用する。

9. 訓練の変更、中止の決定

異常気象等に対しては、町民の安全確保を最優先として適切な状況判断により対応することとするが、訓練を中止又は変更する必要がある場合は、11月29日（土）午前8時30分までに、防災行政無線等で放送する。

※海拔の高い場所にある事業所等は、施設内での大地震避難訓練への参加とし、その場合においても被害状況およびケガ人の有無等を災害対策本部へ通報する。

別紙（地震シェイクアウト訓練）

1. 主な地震訓練内容は、概ね下記のとおりとする。

海拔高度等の立地条件から、津波避難を要しない団体においても、地震避難訓練等を行うものとする。

- (1) シェイクアウト訓練：自らの身を守る安全確保行動1～3を1分程度実施する。
- (2) 避難広報：緊急地震速報、大津波警報及び避難指示等の伝達する訓練を行う。
- (3) 避難行動：町が指定した津波避難場所まで避難する訓練を行う。
- (4) 避難誘導：各施設等における施設利用者等を誘導する訓練を行う。

2. 訓練項目

訓練内容は次のとおりとする。

①シェイクアウト訓練(防災無線放送)

- ・訓練開始合図（防災無線放送等）により、自らの身を守る安全確保行動1～3を1分程度実施する。



②避難広報

- ・町は、防災行政無線等を通じて、大津波警報及び避難勧告・避難指示等を参加団体に伝達する。
- ・参加団体は、参加団体の避難計画等に基づき、管内放送などを通じて、避難指示等を伝達する。

③避難行動

- ・目標とする津波避難場所（避難目標地点）まで避難訓練を行う。訓練手法は、参加団体、町の計画による。
- ・各参加団体で津波避難場所までの到着時間を記録し、何分かかったかを記録すること。また、避難行動上の問題点も記録すること。

④避難誘導

- ・観光施設、福祉施設、商業施設等において、入場者、利用者等を津波避難場所まで誘導する訓練を行う。訓練手法は、各施設の計画による。

⑤避難完了報告

- ・各関係機関は、津波避難場所までの避難完了を確認し、災害対策本部に避難完了の時間を報告する。

⑥緊急速報メール等による情報伝達訓練

- ・県が、訓練実施のお知らせを、エリアメール等による携帯電話への一斉配信で行う。